

# 道路運送法第21条による乗合旅客の運送許可

## 1. 許可の範囲 運行する期間が原則1年以下

(1) イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証実験等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行であり、一般乗合旅客自動車運送事業者が当該運行を行うことができない場合に、イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請により行われる場合。なお、実証実験については、当初から1年以上の計画があり、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、1年以上（3年程度）の期間を認めることとする。また、実証実験を実施したものの、有益な実証実験データが得られない等の理由により再申請がなされた場合であって、併せて、地方公共団体からの要請がある場合には、再度許可（通算3年程度）をすることとする。

- ① イベントの輸送
- ② 鉄道の工事運休に伴う代替バス
- ③ 実証実験等



- A 期間延長が予定されない運行（上記1.（1）なお書きの場合を除く）
- B 乗合事業者が当該運行を行うことができない場合
- C イベントの主催者、鉄道事業者、実証実験の主催者等の要請

(2) スキーバス、帰省バス等需要の動向によっては適宜運休する等一般乗合旅客自動車運送事業者の運行計画の確保等の義務を恒常的に課することが困難であると認められる相当の理由がある場合

## 2. 法令遵守

申請者又は法人の業務を執行する常勤の役員が以下の全てに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のない場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路運送法</li> <li>・ 貨物自動車運送事業法</li> <li>・ タクシー業務適正化特別措置法</li> <li>・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等</li> </ul>	の違反により	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の</li> <li>(2) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の</li> <li>(3) 申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える</li> <li>(4) 輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること</li> </ul>	輸送施設の使用停止処分 又は 使用制限（禁止）の処分 を受けた者（※）ではないこと	（※）当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む
--	--------	---	--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請日前1年間及び申請日以降</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと</li> <li>(6) 特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと</li> </ul>	ただし、1.（1）に掲げる場合であって、申請者の営業施策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合はこの限りでない
--	---	---

(7) 旅客自動車運送事業等報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること

## 3. 許可に付す条件 上記1のいずれかの形態に該当しなくなった場合は、当該許可を取り消す

## 4. 許可に付す期限 原則として1年以下の期限

## 5. 標準処理期間 2ヶ月

昭和二十六年法律第百八十三号  
**道路運送法**

**第二章 旅客自動車運送事業**

**(乗合旅客の運送)**

**第二十一条** 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。